安全運転管理者番号(6桁。ハイフォン(-)は省 略)を記入してください。

安全運転管理者の安全運転管理者証または講習終 了証明書に記載しています。

安全運転管理者番号 副安全運転管理者番号

## 載 例(新規選任)

※受理警察署取扱者

※ 受理警察署

第13号様式の2(第17条関係)

届け出る項目にチェ

ックを入れてくださ

(初めて選任届を出

<u>す場合は、選任(新</u>

記載してください。

「資格要件」欄のう

認定を受けた方は、

ックしてください。

記載して下さい。

こちら

記載方法の詳細は

規) をチェック)

W

副安全運転管理者に関する届出書 届出年月日 令和 〇年 〇月 〇日 三重県公安委員会 様 窓口に来られた方の氏名 道路交通法第74条の3第5項の規定により 次のとおり届けます。 届出者(使用者) 〈選任・解任〉 〈変更〉 住所(事業所の所在地) 〒 ○○○-○○○ ☑選任(新規) □ 届出者の氏名(事業所の名称及び ○○市○○一丁目○番○号 氏名(事業所の名称) 株式会社〇〇 〇〇支店 □選任及び解任(交替) 代表者の氏名) 及び住所 出 □解任(廃業・減車) (代表者の氏名) 支店長 日本 太郎 □ 自動車の使用の本拠の名称及び位置 廃業又は減車年月日 □ 副安全運転管理者の氏名 連絡先 (電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇) □ 副安全運転管理者の職務上の地位 年 月 日 氏名は住民票どおり ① 選 任 年 月 日 令和 ○年 ○月 ○日 (ふりがな) かぶしきがいしゃ○○ 名 称 じろう ② 氏 株式会社〇〇 〇〇支店 副 自 三重 二郎 名 T000-000 動 安 生年月日 (年齢) 使用の本拠の ち、運転管理経験が 車 ○○市○○町○丁目○番○号 平成○年 月 ○日生 (○○歳) 位 置 全 自動車の運転の管理経歴 不足し公安委員会の の 電話番号 箵 使 運転管理経験 運転の経験期間 公安委員会の 「公安委員会の認定 □官公署 □公社公団等 □農業 用 □林業 を受けた者」をチェ 1年以上 3年以上 □漁業 □鉱業 認定を受けた者 転 □製造業 ☑ 建設業 □匍・小売業 過去2年以内の公安委員会の解任命令 の □不動産業 □金融・保険業 ☑受けていない □受けている 本 □運輸業 □電気・ガス・水道業 ④職務上の地位 拠 □通信業 □サービス業 □代行業 総務課長代理 (職務範囲) □その他( 免 許 選任される安全運転 車 大 中 普 型 種 一種 粨 軽 管理者・副安全運転 诵 種 型 型 型 輪 管理者の取得されて 平成〇年 許 に運転免許 いる免許の種類等を 年月日 0月0日 を持って 1 0 種 に 用 関 芯 付 3 0 いる場合 令和〇年〇月〇日 年月日 貨 別 関 1 0 物 す 交付公安委員会 ○○ 公安委員会 ☑日勤 □隔日 □その他( る 普 原 6 る 免許の 計 勤 特殊 特殊 種 類 事 型 型 型 通 付 輪 安全運転管理者 (ふりがな) みえ 態 事 項 の氏名 一郎 三重 5 種 人 1 5 事業所名 職名 数 勤務期間 ⑦ 安 種 0.0.0 解任年月日 ○○支店 営業係長 0.0.0 (ふりがな) 理者等 氏 名 選任される安全運転管理者の管 略歷 □死亡 □退職 □転任 □解任命令 解任理由 理経験の略歴を記載して下さ □その他( い。詳しくはこちち < 備 考 > 注1 該当する□にチェック (レ印)をしてください。 注2 ※印の欄は記入しないでください。

は、乗用車(上段)と貨 物車(下段)にわけて 記入してください。 【欄外の「注意」や、 こちらの「自動車台数 の記入について」も確 認してください。】

「届出者(使用者)」は

事業所の代表者・所在地

事業所の「名称」「使

用の本拠の位置」は、 省略せず正確に記載

してください。

業種はこちらの

してください。

「<u>業種別一覧表</u>」を

確認し、チェックを

上記「使用の本拠の位

置」で<u>副安全運転管理</u>

者が管理する自動車

大型・中型・準中型・

普通・軽自動車台数

台数を記入します。

を記載してください。

運転者数は、こちら の「運転者数の記載 について」を確認し、 副安全運転管理者の \_\_\_\_ 配下に属する<u>人数</u>を 記載してください。

注意 「⑨自動車台数」の乗用車欄の記入に当たってご確認ください。



〇 大型乗用車

- 定員30人以上で、車両総重量11 t以上
- 中型乗用車
- 定員11人以上29人以下で、車両総重量7.5 t以上11 t未満(マイクロバスなど)
- 定員10人以下で、車両総重量3.5t以上7.5t未満 〇 普通乗用車

準中型の乗用車に該当する車は流通が少なく、一部の自動車に限られます。

定員10人以下で、車両総重量3.5 t未満(軽乗用車に該当するものを除く)